

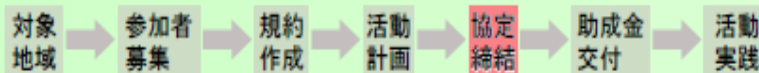
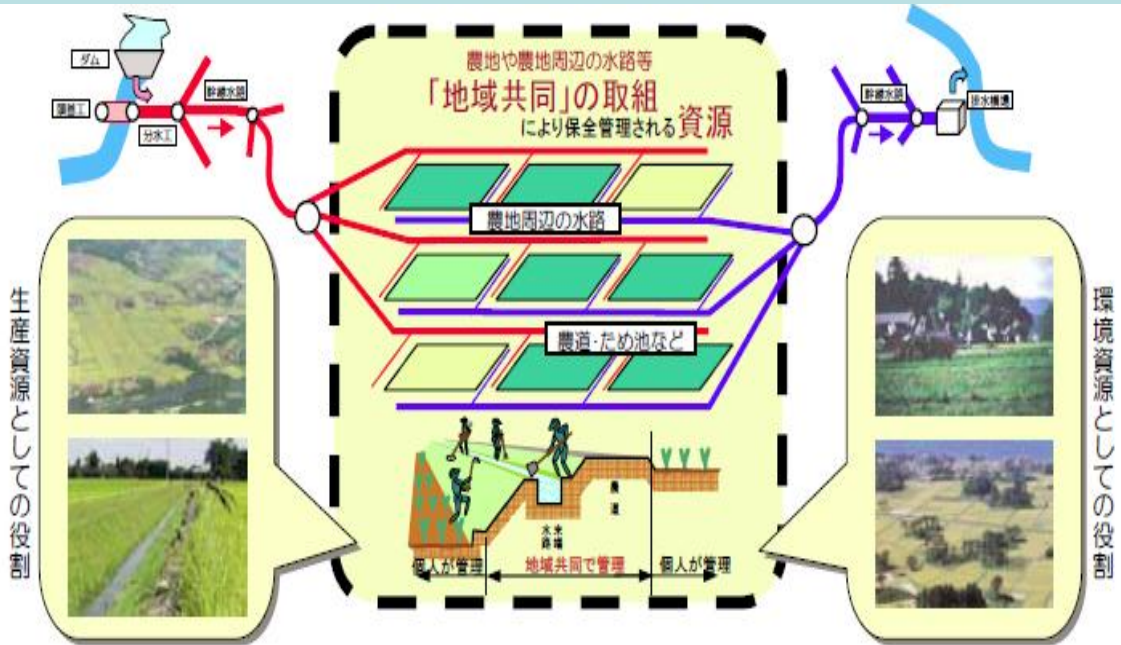
農地・水・環境の保全向上のために

虫尾区のみんんで取り組もう！

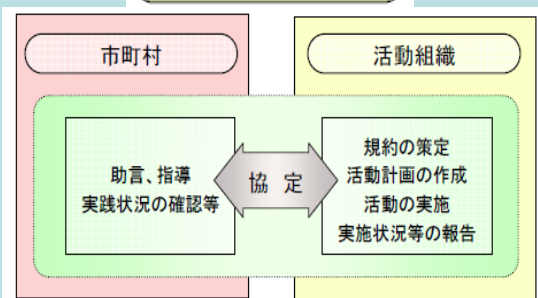
- ◆ いま、全国の集落で高齢化や混住化が進行して、農地や農業用水などの資源を守る地域の「まとまり」が弱まっています。
- ◆ 国民の環境への関心が高まる中で、良好な農村環境の形成や環境を重視した農業生産への取組が求められています

そこで 平成19年度から

- ◆ 国の対策として、農地・水・環境の良好な保全と質的向上を図る**地域共同の取組**が支援（助成金の交付）されます。



協定の位置づけ



活動組織と関係市町村が「協定」を結びます。

協定は、

- ア. 活動組織は、決定した活動計画や交付金の使い道（資金計画）の実践を、
- イ. 市町村は、活動組織への指導や活動の実践状況の確認等を行うことを双方が明確化し、確認するものです。

協定期間は、協定締結から原則として5年間以上です。

ただし、助成金が交付されるのは協定締結年度に関わらず、平成23年度までとなっています。

地域共同の取組支援の条件

この事業は、農業者と非農業者とで構成する活動組織が必要です。

活動組織に対して、共同活動を支援する助成金が交付されます。

助成金が支払われる条件は、次の2点です。

ア. 活動組織の体制が、助成金を受け取れる状態に整っていること(体制の要件)

イ. 活動組織の活動が、一定の水準を満たすものであること(活動の要件)



「ア. 体制の要件」は、①活動組織規約、②協定の2点がきちんと整えられているかどうかで判定します。

「イ. 活動の要件」は、活動計画を「地域活動指針」と照らし合わせて、活動項目をすべて実施すること及び一定量以上を実施すること

が、活動計画に盛り込まれて実施しているかどうかで判定されます。

虫尾区の取組み

虫尾区では平成19年2月に「虫尾地区資源保全部会」を吉村農会長を中心に立ち上げ、国からの助成を受けられる運びとなりました。

平成19年度活動テーマ  **水質保全** 

◆家庭の生活排水は廃油・汚泥などを流さないよう心掛けましょう

◆ブラックバス・ブルーギル等の外来種を川や池に放流しないで下さい。(日本古来の生態系が破壊され、ひいては水質保全に悪影響を与えます)



今回の区内秋の道づくり作業も資源保全活動の一環となっております。

平成19年度 虫尾地区資源保全部会役員

規約に定める役員

役職	氏名	備考
代表	吉村 保文	農会長・水利組合長
副代表	岡田 南海雄	区長
書紀	大谷 嘉代子	婦人会長
会計	西田 保夫	農会購買
監査役	西山 明三	区監事
監査役	竹谷 正	区監事

保全部会が委嘱する役員

役職	氏名	備考
役員	大原 康夫	副農会長
役員	森本 憲	農会会計
役員	竹谷 耕一	農会営農・普及
役員	前田 保和	副区長
役員	田部 勝	区環境衛生委員
役員	森本 直子	副婦人会長